

◎新潟県告示第313号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により策定した、新潟県第12次鳥獣保護管理事業計画～適正な管理をすすめ、人と野生鳥獣が真に共生する社会を目指して～を変更したので、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧期間

平成30年3月30日から平成30年4月27日まで

2 縦覧の場所

県庁行政情報センター、各地域振興局健康福祉（環境）部、津川地区振興事務所

[本告示についての問合せ]

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

新潟市中央区新光町4番地1

電話：025—280—5152